

三 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道等の管渠を一時閉じ塞ぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

ロ 公共下水道等の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、ますその他排水施設に突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ その他公共下水道等の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 公共下水道等の排水施設から取水する下水の量は、その公共下水道等の下水の排除に著しい支障を及ぼさないものであること。（公共下水道等の排水施設に流入させる下水に混入することができる物）

第十一条 法第四十七条第五項の政令で定める物は、凝集剤又は洗浄剤であつて公共下水道管理者等が公共下水道等の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたものとする。（空気調和設備等）

第十二条 法第五十三条第一項の政令で定める建築設備は、次のとおりとする。

一 空気調和設備その他の機械換気設備

二 照明設備

三 給湯設備

四 昇降機

第十三条 法第六十条の政令で定める床面積は、（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第十四条 第六条第二項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（事務の区分）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十四年十一月四日）から施行する。（施行期日）

附 則

抄

附 則（平成二九年六月一四日政令第一五六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十五日）から施行する。

附 則（令和四年三月二十五日政令第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年九月二九日政令第二九三号）

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年四月一九日政令第一七二号）

（施行期日）

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。